

〈日本陸水学会優秀ポスター賞選考内規〉

第1条（目的）

優秀ポスター賞は日本陸水学会大会におけるポスター発表の質の向上，ならびに若手研究者会員の学会参加・発表に対する意欲向上を目的とする。

第2条（名称）

日本陸水学会優秀ポスター賞は，最優秀ポスター賞および優秀ポスター賞（以下「ポスター賞」という）とする。

第3条（実施）

優秀ポスター賞は大会でポスターセッションが行われる時に選考される。

第4条（受賞候補者の選考）

優秀ポスター賞は，日本陸水学会大会における若手研究者会員によるポスター発表のうち，ポスター発表審査対象になることを希望した発表者を審査の対象とする。

- 2 前項の若手研究者会員とは，大会開始2週間前の時点で学生会員であるかもしくは最終学歴後5年以内の会員とする。
- 3 優秀ポスター賞の運営のため，優秀ポスター賞選考委員会を設ける。運営の細部は選考委員会申し合わせによる。
- 4 優秀ポスター賞選考委員会委員長は企画委員会委員長が兼任する。
- 5 優秀ポスター賞選考委員会委員長は，選考のための審査委員を，企画委員会委員を含む若干名で組織する。
- 6 優秀ポスター賞選考委員会委員長は最優秀ポスター賞1名，優秀ポスター賞若干名を選考し，会長に答申する。

第5条（授賞）

ポスター賞の授賞式はポスター発表が行われた大会期間中に行う。

- 2 受賞ポスターには受賞ラベルを貼付し，発表者を総会および懇親会に招聘する。懇親会費用は学会事務局が負担する。

付 則

- 1 審査対象となるポスター発表の共同研究者ならびに関係者は当該ポスターの審査委員に就任できない。
- 2 当内規は第75回弘前大会から運用される。
- 3 ポスター賞の英文表記はMOST EXCELLENT POSTER AWARD, THE 20XX ANNUAL MEETING OF THE JAPANESE SOCIETY OF LIMNOLOGY（最優秀賞），EXCELLENT POSTER AWARD, THE 20XX ANNUAL MEETING OF THE JAPANESE SOCIETY OF LIMNOLOGY（優秀賞）とする（20XXには年号が入る）。
- 4 当内規は2009年10月1日より実施する。2014年9月10日改定。